

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会（平成26年度第2回）議事要旨

1. 日 時 平成26年9月22日（月） 13:30～15:00
2. 場 所 鳥取市鍛冶町18番地2
鳥取県東部広域行政管理組合事務局分庁舎2階会議室
3. 出席者 （委員）
道上会長、岡崎委員、米澤委員、谷口委員、竹本委員、房安委員、
外池委員、小山委員、中村委員、手島委員、上山委員、芦谷委員
（事務局）
松長次長、小清水課長補佐、稲村室長、金岡主任、高田主任
4. 審議事項
(1) 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化について
5. 議事録署名委員選出 竹本委員、芦谷委員
6. 議事概要 以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	開会
事務局長	あいさつ
事務局	欠席委員の報告
会長	あいさつ
会長	議事録署名委員2名の指名をしたい。事務局案はあるか。
事務局	今回の議事録署名委員を竹本委員、芦谷委員にお願いしたい。
会長	竹本委員、芦谷委員にお願いします。4番目の部会報告に入らせていただく。 (1)の処理手数料等改定部会における審議結果について、説明をお願いします。
部会長	一般廃棄物処理手数料等改定部会の報告
会長	3つの観点から答えを出していただいた。事務局でそれに対して補足説明があればお願いしたい。
事務局	(部会報告について補足説明)
会長	私から質問したいと思うが、要するに不燃ごみの量は全体では1万4428トン。その内直接住民の人が持ち込むのは、全体の0.5%ということで。維持管理費と償却費の合計から諸々の収入を差引すると5億4千万円有余の費用が要ると。これを1万4428トンで割った値が、トン当たり3万7400円。それを丸めて10kg当たり370円ということなので、これを直接持込みの不燃ごみの処理手数料とする。それは従来より10円アップとなる。ただ、残りの部分については、どのように考えているのか。
事務局	残りの維持管理費については、構成市町から人口割と実績割をそれぞれ条例で定めており、その率に見合った金額を負担金としていただいている。
会長	それは0.5%。それを除いた99.5%分は市町からもらっているのか。
事務局	そうです。
会長	それを今度は市町のほうから負担金をいただくときに10円アップという計算になるのか。

事務局	市町負担金としては、前年までの1年間の実績を基に、事務局で来年度の予算として1年間に必要な経費を出し、それから直接搬入分、有価物売払収入を差引き、残りの経費を実績、人口割りで按分していただいている。
会長	5億4053万3千円の維持管理費が必要で、その内0.5%が住民の直接持込みで、その分が今説明された。部会で検討された10円アップが妥当だということによろしいか。
全委員	了承
会長	2番目の因幡霊場の利用料金について説明を。
事務局	(因幡霊場の利用料金について説明)
会長	人体は消費税はかからないのか。
事務局	消費税導入当初は人体も全てかかるということであったが、国から通知が来て、人体は対象外だということとなった。
会長	人体の一部とか畜類はかかるのか。
事務局	税の対象である。
会長	人体の料金が据え置かれるというのは住民は喜ぶ。そのほうが良いと思うが、今度は少し足りない分が出てくる。負担割合を本当は80%としたら、20%分は市町が補填するのか。
事務局	市町の負担となる。因幡霊場は公共的な施設であり、今後、答申をいただいたら予算等の場合に説明をしていきたいと考えている。ご理解いただけるものと思っている。公共性の高いものであることから税金のほうで見ていただくと。全体で見ていただきたいというのも部会での意見として出ていた。
部会長	近隣市町村の料金設定のレベルと比べるとかなり高い。近隣市町村はその分だけ一般会計から補填している。市町には了解いただけるのではないか。
会長	他のところより高い原因は2つある。1つは市町の負担が他に比べたら少ないかも分からないし、維持管理費が高いかも分からない。この2つのどちらか。
事務局	考え方として、維持管理費の100%を住民負担とすることが前提にあるかどうかということもあると思う。当組合の場合は、維持管理費の100%を、原則利用料金に付するという。ただ、いきなりそれをしたら非常に高くなるので、段階的に上げていくということで今の料金になっている。他の市町が、そういうことをどこまで加味しているのかという差もあると思う。
会長	少し心配なのが、今のところ消費税は8%だが、今度また更に上がる可能性がある。10%に上がるから今より2%、また更に付加される可能性もある。可能性だから何とも言えないが。そうなったときに、それを埋めようと思えばギャップが大きくなるから、住民の人の80%であれば、高い負担割合をしてもらわないと成り立たないことにならないか。
委員	併せて消費税についてお伺いしたい。一般的な消費税は、商人の場合は、売るときにいただく消費税から仕入れにかかる消費税を差し引いて、その差額を国に納めるという形を取る。この場合の東部広域の考え方は、一切消費税を取らないのであればこういう問題は出てこないが、一部において消費税を取っているということは、消費税対象業者になる。その部分における仕入れコストにかかる分で、先に払ってしまった仮払い消費税というものと差し引いて払うこ

	<p>とになる。となると上部の全部に消費税がかけてあれば問題は無いが、特定の一部にしか消費税がかかってない、大部分は人体の非課税によって消費税がかかってない。コストの中の払った消費税の中でその分をどうやって見ているのかが、よく分からない。</p>
事務局	<p>前提として、東部広域は非課税団体であり、東部広域が直接消費税を納めることはない。管理運営に関しては、公益財団法人鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定していますので、そちらでいろんな計算をされると思う。基本的に人体の一部と畜類については外税という考え方であることから、今回相当分を付加させていただいたということ。内部の今おっしゃった仕入れとか売上とか、環境管理公社の細かい税法上の扱いは把握していない。</p>
委員	<p>課税売上と非課税売上が混同して、大部分が非課税売上である場合の仕入れに関わる消費税を、どのようにこの仮受分から差し引くかが分からない。課税売上に対する分というのが、消費税売上で考えれば、いくら上げようと直接的な負担にはならない。公社の損益からいけばそこまでじゃないのか。ところが、非課税部分にかかる割合も、材料仕入れにかかるどの部分を差し引いてくれるのかが分からない。</p>
事務局	<p>料金を上げないと、その部分は当然公社の負担になる。実質指定管理料を払っているの、こっちに跳ね返ってくることになるので適正に消費税を転嫁するべきかと。</p>
委員	<p>ということになると、無条件で3%を見てあげなさいと、その課税売上については、だから論議する以前の問題である。国の通達でも消費税アップの分には、出来る限り払ってあげなさいと出ている。</p>
会長	<p>しかし、そっちの割合は少ない。人体の一部とか畜類は。</p>
事務局	<p>畜類が今結構多い。伸びてきており、25年度の実績では1130件であった。</p>
会長	<p>まだ伸びるな。</p>
事務局	<p>伸びると思われる。民間にもペットの葬祭が2社ほど東部圏域にあるが、ほとんどこちらに持って来られるようである。</p>
委員	<p>本文を審議する場合、消費税のレートが高くなるのであれば、それがどうなっているのか分かってないと審議される方も困る。資料としては、そのように次回以降お願いしたい。</p>
委員	<p>今後3年間こういうやり方でいくんだということで、例えば来年度8%から10%になった場合、その部分はスライドするのか、それとも3年間はスライドしないでそのままとするのか。</p>
事務局	<p>非常にそこは難しいところである。それを見込んで今回料金改定をする訳にはいかないの、現行のままで今回は皆さんにご審議をいただいた。きちんと決まった段階で、それがいつになるのかということ考えてたい。例えば、次の増税が決まってから次回料金改定の29年3月まであまりにも長いようであれば、皆さんにお諮りすることがあるかもしれない。今回の増税についても、4月1日から8%になっていたが、今年度料金について審議いただくということで5%でいっている。情勢を見極めて、残りの2%を転嫁するために皆さんにお諮りするか、あと1年だからこのままでいこうと、それは致し方ないです</p>

	るのか、今後動向を見て決めさせていただけたらと思う。
委員	例えばこの資料に出ているのは、たぶん米子と倉吉だと思うが、そこの部分の負担割合が定かではないが、という言い方をされた。例えば全体で何%の部分を持つのかと。全額を対象にして、鳥取の場合はその内の80%ということだが、倉吉や米子の場合は何%か分からないと言われた。その辺で、隣の倉吉や米子は鳥取に比べれば安いのではないか。鳥取は負担割合が非常に高い。鳥取の場合はすでに16年経っているが、そこの基本的な根拠がよく分からない。
事務局	電話して確認している。中にはかなり以前からの金額なので恐らく値上げしてない、前のことは分かり兼ねるという回答が多かったように思う。西部は、平成8年に維持管理費の試算をして値上げを提案されたようだが、反論があり、8000円でずっときているとのこと。中部は今回新しくされ、燃料費、光熱水費、修繕費等を踏まえ、ある程度見直しをされたと聞いている。
会長	住民からしたら何が問題かだ。数字じゃない。こっちのほうが規模が大きく、値段が高いというのは維持管理費が高いということ。公のお金の出し方が少ないか、あるいは維持管理費が高いかのどちらかだ。
事務局	中部と東部については、維持管理費の捉え方に少し違いがあり、差が出ている。
委員	考えてみると、畜類の1万9440円は高い。人間の炉より小さいのでは。
事務局	炉の大きさは人間とほとんど一緒であり、大きな犬も来る。なお、畜類、ペットの動物炉というのは、どこの火葬場も備えているという訳ではない。県内は中部と本組合のみである。中国管内でも公設公営の火葬場で動物炉を持っているのは数えるほどである。市町の義務ではなく住民サービスという一環と捉えており、行政としてどこまで入っていくのかということがある。これを公費で見るとというのは意味が違うと考える。
会長	色々議論はあろうかと思うが、今回の値上げについては、人体の一部と畜類だけを上げようということだ。
事務局	員外が1350円、それから員内が540円の値上げとなる。 東部圏域では、智頭町が火葬場の組合に入っておられないので、智頭町の方は員外料金になる。東部圏域以外も当然員外になる。
会長	倉吉の方からは来ないのか。
事務局	あまり聞きかない。
会長	智頭町ぐらいか。
事務局	智頭町は半々ぐらいと聞いている。下手側は持って来られる方が多いようだが、山側は智頭町の火葬場があるので、そちらで焼いておられると。
会長	それはまだ継続しているのか。
事務局	はい。
会長	1350円は員外、それから員内は540円ということ部会で議論していただいたので、これでよろしいか。
全委員	了承
会長	それでは次の3番目、白兔グラウンドゴルフ場の利用料金。
事務局	(白兔グラウンドゴルフ場の利用料金について説明)

会長	条例上は500円。指定管理者が運用で400円。だけど実際は、863円要るわけで、差額分はどうするのか。
事務局	その残りは、指定管理料として東部広域が支払いをしている。
会長	東部広域が出すわけか。足りない分を。
事務局	はい。利用料金と広域が出すお金は半々くらいである。維持管理費の半分は利用料金で賄える計算になる。
会長	しかし使えば使うほど、東部広域がお金を出さないといけない。仮に何もせずに使わなかったら、そういう経費は必要ない訳だ。
事務局	最終処分場の跡地利用については、地元から何か考えてくれと言うことがあった。例えば跡地利用の検討委員会で、植林して山に戻そうという結論であれば、植林をして山に戻してそれで終わりだったが、跡地利用を検討する中で、色々案があったが、最終的にグラウンドゴルフ場を整備してほしいということであった。ですから、極端なことを言うと、その会で山に戻してということであれば、このお金は要らないということ。
会長	プラスチックを掘り出してきて使うことはできないのか。あそこは何が入っているのか。
事務局	当時の処分場は、分別を行っていなかったことから、プラスチックや不燃がごちゃ混ぜの状態が入っており、その中からプラスチックを取り出すことは不可能である。踏み固めて土を置き、不燃物を踏み固めて土を置き、というサンドイッチのように埋立している。最後に2m、3mの真砂土を持って来て仕上げている。
会長	高齢者も喜んでいる。利用者は何人だったか。
事務局	大体25年度で3万人。
委員	智頭の方ですけれど、あそこは埋立地だから臭いがするというのが、割と一般的になっている。行ってみたらそんなこと無くてきれいだったという声が多いが、みんなの頭にそういうことが入っているようだ。
会長	頭でそう思っているのか、行ってそう思ったのか。
委員	行ったらとてもきれいであった。
委員	視覚の問題で言うときれいである。ただ、臭いが全然しないかと言うと、その埋め立てからの臭いではなく、コンポスト施設があり、混ぜると臭いが残っている場合がある。それからガス抜きがしてあり、筒が上に上がっている。そこから、発酵された色々なものが出ている。
事務局	今おっしゃられたように、下が不燃物であり、ガスが出るので、何箇所かガス抜き管を上げ、周囲を木で囲っている。排ガスは毎年検査をしており、アンモニアや可燃性ガスなど色々な項目を検査し、末恒処分場監理委員会という地元の方で作られている会に、定期的に検査結果を報告している。臭気とかはほとんど出ておらず、ガスのにも問題ないということであり、おっしゃられたようにコンポストで特定の場合によっては若干臭うことがあったが、現在は休止している。今現在その臭いは無いと思う。
会長	もうやめたのか。
事務局	休止である。

会長	休止ということはどういうことだ。
事務局	製造を一旦止め、今後の在り方について検討している状況である。
会長	肥料を作る会社が入ってるのか。
事務局	肥料を作る会社ではなく、機械装置を作った関連のメンテ会社である。
委員	指定料金とは関係ないが、白兔では1ヶ月に1回とか2回、大会があり、1回の試合で何百人も来られる。そうすると、入れない人がいる場合がある。普通のゴルフと一緒に、試合があると前の日とか、何日か前から練習に来る。近隣の町村を見ると、全部委託で、そのところでは会員制を設けており、練習をする時の料金が安い。白兔はやってない。鳥取には練習する場所が無く、白兔に行くと練習するにもお金がかかる。会員制をすると非常に便利が良く、住民の方もそこに行って練習できるということを考えてみてはどうか。近隣がやっていないということなら別だが、そういうことの便利さも図るということで、経費面についても経営努力をする、というようなことを考えたらどうかと。
事務局	経営努力については、我々も指定管理者に常日頃言っている。その中で芝生管理だけは手を抜いたらいけないので、その辺はきちんと言っている。年会費については、利用料金制という自治体条例で定められた料金制度で、出来るのかどうか研究してみないといけない。その辺は指定管理者と話をしてみたいと思う。ただ、条例的に無理だということであれば、致し方ないかなと思う。我々もそこまで突っ込んで検討していない。
会長	そういう要望があるということで。例を言えば、皆生の方にあるゴルフ場は、米子市が持っていた。それをチュウブに指定管理者のような形式で管理を委託している。かなり独自性を持って料金設定をしている。すると、人がいっぱい来だした。まあそんなこともある。コースも良くなった。出来ないことは無いから今後検討してみてもどうか。
委員	僕は10年前に、実際に指定管理者として関わっていた。会員制を設けているところに聞いてみたら、会員の利用者には良いが、一般の利用者に支障をきたしているとのことであった。それともう1つは、会員制でやると、今度は芝生の維持管理が出てくる。大勢が来るとすぐ芝生が傷むので、通常より維持管理費が要するということがあった。
委員	多分その時は、まだ泊は指定管理をしていなかったのではないかと。
委員	まだしていなかった。
委員	その後、チュウブが指定管理を請けたと。それから、大栄もチュウブで請けている。色々なところがチュウブの芝生で指定管理を請けていて、会員がたくさんいるが、芝生はとてもきれいである。
会長	チュウブは芝の専門ですからね。
委員	それから煙突が出ているのは、地下に埋設してある鉄製のものが酸化を起こして腐っていく過程で、地下の温度が80度くらいに上がるので、それを抜かないといけないということで設置している。測定もやっており、有害なものではないということが分かっていた。普段は見えないが、水蒸気で白になると日々上がっているのが分かるということだった。
会長	そういう意見があったということ踏まえて、また検討してもらえたらと思

	う。今回は全額値上げしないということで据え置くということでよろしいか。
全委員	了承
事務局	部会で報告をいただき、原案を皆さん了承ということですので、これを答申書という形にして、25日に会長から管理者にお渡しいただきたいと思っている。
会長	よろしいか。
全委員	了承
会長	閉会